

## XI その他



資料 59 気象庁震度階級(気象庁震度階級関連解説表)

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 資料 60 過去の風水害

本市における昭和 48 年以降の風水害による主な被害状況は、次のとおりである。

昭和 48 年以降の風水害年表(1/5)

年月日	台風等の名称	降水量等(mm)	床上浸水(世帯)	床下浸水(世帯)	家屋被害(件)	非住家被害(件)	崖崩れ(か所)	道路冠水(か所)	その他
昭和 48. 7. 25	台風 6 号	—	3	22					
8. 4	大雨	68	7	35					
10. 13	大雨	77	1	29					
11. 1	大雨	55	9	45		1		153	鉄道不通 1 か所 文教施設 1 棟 (ガラス破損)
昭和 49. 7. 10	大雨	72	9	35					
昭和 50. 3. 20	大雨	69	8	35					
4. 21	大雨	79	11	35					
7. 4	大雨	28		32					
7. 21	大雨	—	29	32					ブロック塀倒壊 2 件
10. 5	台風 13 号	72	4						道路亀裂 2 か所
11. 7	大雨	82	7	21				4	道路損壊 1 か所
昭和 51. 6. 15	大雨	40		10					
9. 9	大雨	38		10					
9. 13	台風 17 号	12							道路損壊 3 か所
10. 9	大雨	48	1	10					
昭和 52. 5. 15	大雨	65	5	24					
7. 16	大雨	57	2	39					鉄道不通 1 か所
8. 18 19	大雨	99		37					田冠水 3ha 畑冠水 7.5ha
9. 19	台風 11 号	110.9							
昭和 53. 4. 6	大雨	80.4		57				12	道路冠水延長 3,460m
昭和 54. 10. 7	台風 18 号	77.5		16					
10. 19	台風 20 号	98.3	1	36	8			1	人的被害損傷 2 名 鉄道不通 1 か所
昭和 56. 10. 22 23	台風 24 号	192.3	175	1,084				11	公共建物 2 棟 (ガラス破損) 文教施設 1 棟 (ガラス破損) 道路損壊等 7 か所 鉄道不通 1 か所 通信被害(断線)15 か所 田冠水 366ha 畑冠水 9ha
昭和 57. 6. 19 20	雷雨	68.4		9					田冠水 0.36ha 文教施設 1 棟 (フェンス倒壊) 道路損壊等 8 か所
8. 31	大雨	90.1		34					道路損壊 1 か所 鉄道不通 1 か所
9. 12	台風 18 号	185.1	125	1,102				15	田冠水 90ha 文教施設 1 棟 (フェンス倒壊、 ガラス破損) 道路損壊 3 か所
9. 25	台風 19 号	53.2		13					
11. 3	大雨	74.8	15	74					文教施設 1 棟 (通路ポトタン破損)

昭和 48 年以降の風水害年表(2/5)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)	家屋被害 (件)	非住家被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路冠水 (か所)	その他
昭和 58. 6. 9 10	雷雨	69.2		17				8	鉄道不通 1 か所
7. 27	大雨 降ひょう	87.2		62					
昭和 59. 7. 11	雷雨	101	13	189				9	道路損壊 1 か所
昭和 60. 6. 19 20	大雨	95.7		7				8	道路損壊 1 か所
6. 30 7. 1	台風 6 号	143.6		21				14	畑冠水 21.4ha 道路損壊 2 か所 崖崩れ 1 か所 停電 80 戸
9. 6	雷雨	52	2	17				5	
昭和 61. 8. 4 5	台風 10 号崩 れの低気圧	228	28	166				29	道路損壊 3 か所 都市下水路法面崩壊 1 か所 農業排水路法面崩壊 1 か所
昭和 62. 8. 18	雷雨	93		12				12	道路損壊 1 か所 停電 136 戸
昭和 63. 4. 8	大雪	85 (積雪)							農産被害 2,841 千円 鉄道不通 2 か所
平成 元. 8. 6	台風 13 号	113		12					
9. 19 20	台風 22 号	96.5		16					
平成 2. 9. 13	雷雨	40.5 (27) <sup>1)</sup>		2				4	道路損壊 1 か所
平成 3. 9. 19	台風 18 号	255 (42) <sup>1)</sup>	26	216		12	10	34	通行止 9 か所 鉄道不通 1 か所 農産被害 181,971 千円
平成 3. 10. 11 ~ 13	台風 21 号	197.2	1	40		2		7	通行止 1 か所 畑冠水 200ha 農産被害 308,246 千円
平成 5. 8. 27	台風 11 号	237.5 (48.5) <sup>1)</sup>	4	170			1	30	道路路肩損壊 4 か所 道路陥没 3 か所 鉄道不通 1 か所 農産被害 3,557 千円
11. 14	大雨	112		12		1			
平成 7. 9. 17	台風 12 号	95							倒木 2 か所
平成 8. 9. 6	大雨	121		2				14	
9. 22	台風 17 号	73.5		8	1			17	通行止め 16 か所 道路路肩損壊 1 か所 車両水没 2 台 倒木 14 か所 堀の崩壊 1 か所



昭和 48 年以降の風水害年表(3/5)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)	家屋被害 (件)	非住家被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路冠水 (か所)	その他
平成 9. 5. 22 ~ 25	大雨	131.5							
平成 10. 1. 8 9	大雪	50 (積雪)				1			公共施設内壁損傷 1 棟 農業災害 ぶどう棚 1200 坪 パイプハウス 150 坪
1. 14 15	大雪	150 (積雪)				4			公共施設庇の壁破損 1 棟 文教施設雨樋破損 2 棟
8. 28 ~ 31	大雨	121		2			1	23	
9. 15	台風 5 号	83							上耕地運動場及び河川敷野 球場グラウンド等の土砂流 失
10. 17 18	台風 10 号	38.5							最大瞬間風速 30.9m/s
平成 11. 7. 13 14	大雨	110.5							
7. 21	熱帯性低気 圧の影響に よる大雨	130.5 (123.5) <sup>2)</sup>		96				5	くみ取り 100 件 道路損壊 3 か所 通行止め 4 か所 防災行政無線子局故障 14 か 所
8. 13 14	大雨	108.0							河川敷野球場グラウンドの 土砂流失
平成 12. 7. 7 8	台風 3 号	171.5		116					
平成 13. 1. 27	暴風雪	-			1				人的被害軽傷者 3 名
6. 7	雷雨に伴う 大雨	26.5							
8. 21 22	台風 11 号	46.0							道路損壊 3 か所
9. 10 11	台風 15 号	88.0		4	1				流山市東深井地区において 用水路の増水により避難勧 告 98 世帯 297 名 道路損壊 18 か所
10. 10	大雨	163.5							道路損壊 5 か所
平成 14. 7. 10 11	台風 6 号	51.5							公共施設被害 3,230 千円 農産被害 11,160 千円
9. 12	大雨	45.5 (41.0) <sup>2)</sup>		12					
10. 1 2	台風 21 号	54.0							人的被害軽傷者 1 名(暴風) 道路損壊 1 か所 鉄道不通 1 か所 公共施設被害 8,782 千円 農産被害 115,280 千円

昭和 48 年以降の風水害年表(4/5)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上 浸水 (世帯)	床下 浸水 (世帯)	家屋 被害 (件)	非住家 被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路 冠水 (か所)	その他
平成 15. 5. 20	大雨	66.5 (49.5) <sup>1)</sup>		5					道路損壊 2 か所
8. 5	大雨	92.0 (71.5) <sup>2)</sup>		8					道路損壊 3 か所
10. 13	大雨	66.0 (50.5) <sup>1)</sup>		9					道路損壊 2 か所 河川損壊 2 か所
平成 16. 10. 8 9	台風 22 号 と秋雨前線 に伴う大雨	241.0	4	47					道路通行止め 7 か所 倒木 10 本
10. 19 20 21	台風 23 号 と秋雨前線 に伴う大雨	177.5	1	68					道路通行止め 11 か所 自主避難 2 名
平成 17. 8. 12 13	大雨	65.5		1					
8. 25 26	台風 11 号	74.0							自主避難 1 名
平成 18. 8. 5 20.	大雨	91.5 (60.5) <sup>4)</sup>	1						
8. 16	大雨	33 (18.5) <sup>1)</sup>			1				
8. 30	大雨	127.0 (153.0) <sup>3)</sup>	14	142					土砂崩れ 3 ヲ所
平成 22. 9. 23	雷	47.5 (7.5) <sup>3)</sup>			1				
平成 23. 8. 19	大雨	82.5 (42.5) <sup>3)</sup>						2	
8. 26	大雨	50.5 (46.5) <sup>1)</sup>						10	
9. 21 22	台風 15 号	137.5 (20.5) <sup>4)</sup>			1			4	自主避難者 1 名 倒木 11 か所 電線たるみ 4 か所
平成 24. 4. 3	暴風	15 (6.5) <sup>4)</sup>			2				
6. 19 20	台風 4 号	76.5 (23.0) <sup>4)</sup>						4	倒木 2 か所
6. 22	大雨	57.5 (27.0) <sup>1)</sup>						8	
9. 3	大雨	117.5 (76.0) <sup>2)</sup>		7				14	4 トントラック及び 乗用車水没

昭和 48 年以降の風水害年表(5/5)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上 浸水 (世帯)	床下 浸水 (世帯)	家屋 被害 (件)	非住家 被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路 冠水 (か所)	その他
9. 30 10. 1	台風 17 号	10.5 (7.5) <sup>2)</sup>			1				自主避難 5 名 家屋解体現場のフェンスの 倒壊 1 件 倒木 3 件 電線切断 1 件 カーブミラーの倒壊 1 件 建築現場の仮囲いの転倒 1 件 市役所庁舎敷地内外灯 1 か 所破損
平成 25. 9. 15 16	台風 18 号	84.5 (23.5) <sup>3)</sup>							倒木 7 件 カーブミラー破損 1 件 トタン屋根一部損壊 1 件
10. 16	台風 26 号	253.0 (42.5) <sup>4)</sup>	3	42	1		1	24	車両水没 3 台 避難所開設 2 か所 畑冠水 1.0ha 防疫衛生 個人住宅 26 件、 道路側溝 4 件
平成 26. 2. 8	大雪	-							軽傷者 11 人
2. 14	大雪	-							軽傷者 9 人 倒木 9 か所
7. 10 11	台風 8 号	43.5 (30.5) <sup>4)</sup>							自主避難 2 世帯 3 人
9. 11	大雨	68.0 (39.5) <sup>1)</sup>						4	
10. 5 6	台風 18 号	248.5 (27.0) <sup>3)</sup>						15	倒木 2 件
10. 13 14	台風 19 号	37.0 (8.5) <sup>2)</sup>							倒木 1 件
平成 27. 5. 11 12	台風 6 号	59.5 (42.5) <sup>4)</sup>		1				16	
9. 8 11	台風 18 号 に伴う大雨	305.5 (26.5) <sup>3)</sup>		1				21	道路通行止め 2 か所 土のう配付 20 件、760 袋
令和元年 9. 8 9	台風 15 号	104 (29)			65	2		3	
9. 8 11	台風 19 号	201 (23)			72	11		1	道路通行止め 1 か所
令和 4. 1. 6	大雪	-							軽傷者 13 人

注) 1) 市消防本部中央消防署の時間最大雨量データ。  
2) 市消防本部北消防署の時間最大雨量データ。  
3) 市消防本部東消防署の時間最大雨量データ。  
4) 市消防本部南消防署の時間最大雨量データ。

資料 61 ゴミ収集車一覧表

(令和 3 年 3 月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1 日の収集能力※	備 考
塵芥車(パッカー車)	2.50t	8 台	1 回あたり 50t	民 間
塵芥車(パッカー車)	2.80t	0 台		民 間
塵芥車(パッカー車)	3.00t	12 台		民 間
塵芥車(平ボディ車)	2.00t	4 台	1 回あたり 8t	民 間
塵芥車(ダンプ)	2.00t	5 台	1 回あたり 10t	民 間
計		29 台	1 回あたり 68t	

※ 現在の収集委託業者に確認したところ、1 日あたり 4 回程度往復できるとのこと。  
ただし、道路事情等は考慮していない。

資料 62 し尿収集車一覧表

(令和 3 年 3 月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1 日の収集能力	備 考
バキュームカー	1.80kl	1 台	1 回あたり 1.80kl	民 間
バキュームカー	2.70kl	3 台	1 回あたり 8.10kl	民 間
バキュームカー	3.00kl	1 台	1 回あたり 3.00kl	民 間
計		5 台	1 回あたり 12.90kl	

## 資料 63 市保有車両一覧表

(令和 4 年 1 月末現在)

車 種	台 数	担当課
大型特殊自動車	1 台	専用車 ・道路管理課 (ショベル・ローダ)
小型特殊自動車	1 台	専用車 ・道路管理課 (道路作業車)
特殊自動車	4 台	専用車 ・クリーンセンター (フォークリフト) ・クリーンセンター (フォークリフト) ・クリーンセンター (バックホー(ミニショベル)) ・クリーンセンター (ホイールローダー)
軽貨物自動車	28 台	共用車 7 台 (財産活用課) 専用車 ・健康増進課 5 台 ・図書館 2 台、博物館 1 台、コミュニティ課 2 台 ・公民館 3 台、道路管理課 (ダンプ) 4 台 ・クリーンセンター 2 台、社会福祉課 1 台 ・教育総務課 1 台
軽乗用自動車	73 台	共用車 13 台 (財産活用課) 専用車 ・教育総務課 (学校用) 24 台、介護支援課 11 台 ・保育課 6 台、子ども家庭課 3 台、資産税課 2 台 ・社会福祉課 3 台、税制課 1 台、障害者支援課 2 台 ・コミュニティ課 2 台、指導課 2 台 ・高齢者支援課 3 台 ・児童発達支援センター 1 台
小型貨物自動車	31 台	共用車 7 台 (財産活用課) 専用車 ・道路管理課 (トラック、ダンプ含む) 5 台 ・クリーンセンター 5 台、健康増進課 3 台 ・社会福祉課 1 台 ・博物館 2 台、道路建設課 1 台 ・障害者支援課 1 台、環境政策課 2 台 ・スポーツ振興課 1 台、公民館 1 台 ・みどりの課 1 台、健康増進課 1 台

車 種	台 数	担当課
小型乗用自動車	6 台	共用車 3 台（財産活用課） 専用車 ・生涯学習課 2 台、障害者支援課 1 台
普通貨物自動車	3 台	専用車 ・道路管理課（ダンプ）2 台、博物館 1 台
普通乗用自動車	5 台	専用車 ・財産活用課 3 台、防災危機管理課 1 台 ・環境政策課（電気自動車）1 台
普通特種自動車	1 台	専用車 ・道路管理課（バキュームダンパー）1 台
普通乗合自動車	4 台	専用車 ・児童発達支援センター3 台、高齢者支援課 1 台
合 計	157 台	

注）消防関係及び上下水道局車両を除く。

（上下水道局のみ）

車 種	台 数
軽貨物自動車	2 台
小型貨物自動車・バン	6 台
小型貨物自動車・トラック	1 台
普通特種自動車	2 台

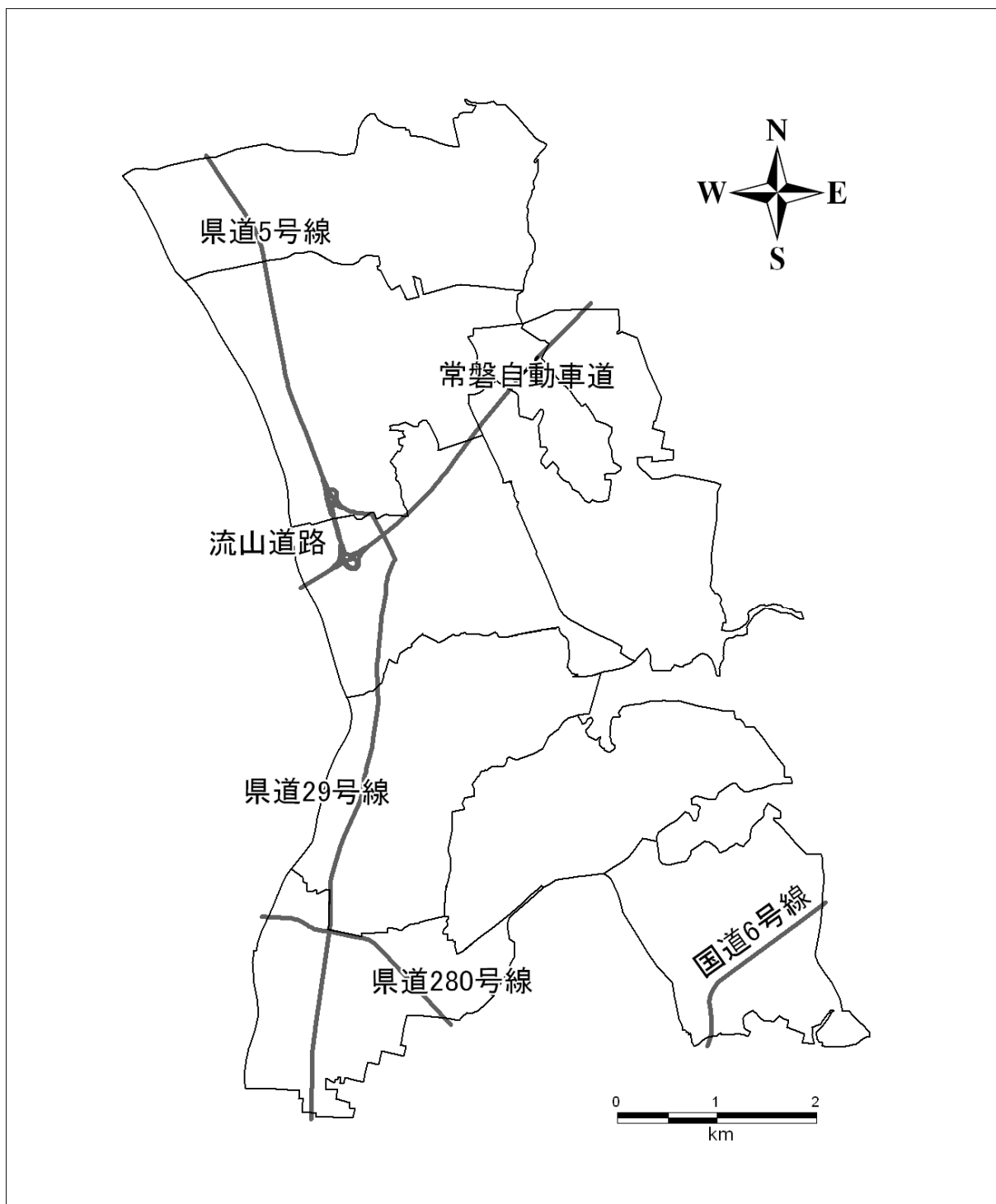
車両名称	配置先	無線 電話	拡声 装置	乗車 定員	摘要
連絡車	消防総務課			5	
連絡車	消防総務課			7	ワゴンタイプ
査察車	予防課	○	○	5	
査察調査車	予防課	○	○	5	ワゴンタイプ
指導車	予防課			4	軽ワゴンタイプ
指令車	消防防災課	○	○	5	
連絡車	消防防災課			8	ワゴンタイプ
指揮車	中央署	○	○	8	
ポンプ車	中央署	○	○	5	
ポンプ車	東署	○	○	6	水槽付
ポンプ車	東署	○	○	6	
ポンプ車	南署	○	○	6	水槽付
ポンプ車	南署	○	○	5	
ポンプ車	南署	○	○	6	水槽付
ポンプ車	北署	○	○	6	水槽付
ポンプ車	北署	○	○	6	
救急車	中央署	○	○	7	
救急車	中央署	○	○	7	
救急車	東署	○	○	7	
救急車	南署	○	○	7	
救急車	北署	○	○	7	
救急予備車	北署	○	○	7	
救助工作車	中央署	○	○	6	
化学車	中央署	○	○	6	
梯子車	中央署	○	○	6	40m級
大型水槽車	中央署	○	○	3	10,000Lタンク
資機材搬送車	東署	○	○	3	2t車クレーン付
暮らし車両	中央署			6	
牽引車	南署	○	○	5	(ボートトレー用)

消防本部・消防署

車両名称		配置先	無線 電話	拡声 装置	乗車 定員	摘要
消防本部	連絡車	中央署			8	ワゴンタイプ
	マイクロバス	中央署			29	
	連絡車	東署			10	
	連絡車	南署			5	
	連絡車	北署			10	
消防団	積載車	本部		○	4	軽自動車
	司令車	本部		○	7	
	ポンプ車	第1分団		○	8	
	積載車	第2分団		○	6	
	積載車	第3分団		○	6	
	ポンプ車	第4分団		○	7	
	積載車	第5分団		○	6	
	積載車	第6分団		○	8	
	ポンプ車	第7分団		○	8	
	積載車	第8分団		○	8	
	積載車	第10分団		○	8	
	積載車	第11分団		○	6	
	積載車	第12分団		○	8	
	積載車	第13分団		○	8	
	ポンプ車	第14分団		○	8	
	積載車	第15分団		○	8	
	積載車	第16分団		○	8	
	積載車	第17分団		○	8	
	積載車	第18分団		○	6	
	積載車	第19分団		○	6	
	積載車	第20分団		○	8	
	ポンプ車	第21分団		○	8	
	ポンプ車	第22分団		○	7	
ポンプ車	第23分団		○	8		



資料 64 緊急輸送道路ネットワーク図



## 資料 65 緊急通行車両の事前届出、確認手続き等

緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱  
(抜粋)

### 2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

#### ① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標を有しているものについては、あらかじめ交通規制の対象から除外し、緊急交通路の通行に際しては確認標章の掲示を不要とするため、事前届出の対象としないこととする。

#### (1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

- ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- イ 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

#### (ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h. 緊急輸送の確保に関する事項
- i. その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

#### (イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a. 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d. 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e. 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのあ

る地域における社会秩序の維持に関する事項

- f. 緊急輸送の確保に関する事項
- g. 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h. その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

## (2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

### ア 事前届出の申請

#### (ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

#### (イ)申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

#### (ウ)申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び及び自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添えて行うものとする。

### イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)のア及びイについて審査するものとする。

### ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

### エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書きし、再交付するものとする。

### オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

## ② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行き、その確認方法については、次のとおり行うものとする。

### (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

#### ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の①の(1)のア及びイ(ア)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）に災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申署等）を添えて行うものとする。

エ 確認

- (ア) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (イ) 前記第2①(1)イ(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に必要な事項を記載し交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部
知事	総防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 地震災害に関する警戒宣言発令時の緊急輸送車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記②(1)と同様に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記②(2)アからウまでと同様に行い、前記第2①(1)イ(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記②(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、その申請に基づき、規制除外車両に該当するか否かの審査を事前に行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

緊急通行車両とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両であること

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者及び申請先

前記①(2)ア(ア)及び(イ)の規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

(イ) 申請書類

規制除外車両事前届出書(別記第8号様式)2通に、次の書類を添えて行うものとする。

a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品・医療機器・医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

c 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの)

d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの)。ただし、重機輸送用車両については、建設重機と同一の利用者による届出に限って受理すること

とし、写真は重機を積載した状況のものとする。

#### イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かの審査を行うものとし、前記（１）について審査するものとする。

#### ウ 届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両に該当すると認められたものについては、規制除外車両事前届済証（別記８号様式。以下「除外届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

#### エ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用

前記①（２）エ及びオの規定は、除外届出済証の再交付等の手続きに準用する。

### ⑤ 発災時の規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、警察署長等が警察署、県本部、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において、次のとおり行うものとする。

#### （１）事前届出車両の確認

##### ア 確認

除外届出済証を受領し、除外届出済証に記載されている自動車登録番号と現に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

##### イ 確認時の留意事項

（ア）届出済証の交付を受けていない規定除外車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための審査は省略するものとする。

（イ）他の公安委員かが発行した除外届出済証と同様に取り扱うものとする。

（ウ）確認標章の有効期限については、原則として発行の翌日から起算して１か月後の日とする。

#### （２）事前届出車両以外の車両に係る確認

##### ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

##### イ 対象車両

発災直後においては、事前届出の対象とする車両に対して規制除外車両であることの確認を行う。発災後、事前届出対象外の車両の通行が可能となった場合には、交通規制課において警察庁と調整の上、次に掲げる車両を規制除外車両とするものとする。

（ア）燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

（イ）路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送自動車で、乗車定員が１１人以上であることを確認する。

（ウ）霊きゅう車

車検証等により車両の形状を確認する。

（エ）一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用の大型自動車に該当することを確認した上で、次に掲げる物資等を輸送す

ることを確認する。

- a 医薬品、医療機器、医療資材等
- b 食料品、日用品等の消費財
- c 建築用資材
- d 金融機関の現金
- e 家畜の飼料
- f 新聞、新聞用ロール紙

(オ) 警察署長が通行させることをやむを得ないと認めた車両

ウ 申請書類

規制除外車両確認申請書（別記第10号様式）に規制除外対象車両であることを証する車検証等を添えて行うものとする。

エ 確認

(ア) 除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 前記④（1）及び⑤（2）イに掲げる対象車両に該当するか否かについて審査を行うものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

除外規制車両であることの確認を行った場合には、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び規制除外車両確認証明書（別記第11号様式）に必要な事項を記載し、交付するものとする。

第1号様式

( 警察署 ) 受理番号 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書 年 月 日  千葉県公安委員会 様 申請者住所 委託 <input type="checkbox"/> 氏名 印		災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日  千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号			
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名を記載)		備 考  (注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害 対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のた めの措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには 、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通 警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の受付を受けてく ださい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、 汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は 警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
使用者	住所		
	氏名		
出 発 地			
備 考			

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。



第3号様式

( 警察署) 第 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		<b>緊急通行車両等確認申請書</b>		年 月 日
千葉県公安委員会 様		申請者 住所 氏名		印
自動車登録番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 警報(囂瀾瀾)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(瀾瀾瀾) 10 緊急輸送( 人) 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他( )		
使用者	住所			
	氏名	( ) 局 番		
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間		
通行経路		出 発 地	目 的 地	
		( )	( )	
備 考				

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">千葉県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 5px 10px; display: inline-block; vertical-align: middle;">印</span></p>							
自動車登録番号							
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報の発令、伝達及び勧告、指示</li> <li>2 消火、水防その他の応急措置</li> <li>3 救難、救助、保護</li> <li>4 児童・生徒の応急教育（教材運搬等）</li> <li>5 施設、設備の応急の復旧</li> <li>6 清掃、防疫その他保健衛生の措置</li> <li>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</li> <li>8 緊急輸送確保のための措置</li> <li>9 その他災害発生の防禦、拡大防止（具体的に備考欄へ記載）</li> <li>10 緊急輸送（ 人）</li> </ol> <p style="margin: 5px 0;">※ 品名等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 飲料水・食糧</td> <td style="width: 50%;">2 建築資材等</td> </tr> <tr> <td>3 衣料・寝具</td> <td>4 日用雑貨品</td> </tr> <tr> <td>5 医薬品</td> <td>6 その他（ ）</td> </tr> </table>	1 飲料水・食糧	2 建築資材等	3 衣料・寝具	4 日用雑貨品	5 医薬品	6 その他（ ）
1 飲料水・食糧	2 建築資材等						
3 衣料・寝具	4 日用雑貨品						
5 医薬品	6 その他（ ）						
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">( ) 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	( ) 局 番		
住所							
氏名	( ) 局 番						
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間						
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">出発地</td> <td style="padding: 5px;">目的地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	出発地	目的地				
出発地	目的地						
備考							

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

( 警察署) 第 号

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急輸送車両確認証明書</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 10px;"> <span style="margin-right: 10px;">千葉県公安委員会</span> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 0.8em;">印</span> </div> </div>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震予知情報の伝達及び避難勧告又は指示</li> <li>2 消防、水防その他の応急措置</li> <li>3 応急の救護その他の保護</li> <li>4 施設・設備の整備及び点検</li> <li>5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</li> <li>6 緊急輸送路の確保</li> <li>7 清掃・防疫・保健衛生、その他応急措置の整備</li> <li>8 その他地震災害の発生の防止又は軽減等(具体的に備考欄へ記載)</li> <li>9 緊急輸送 (      人)</li> </ol> <p style="margin: 5px 0;">※ 品名等 1 飲料水・食料    2 建築資材等</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">3 衣料・寝具      4 日用雑貨品</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">5 医薬品薬品    6 その他(      )</p>				
使用者	住所				
	氏名				
	(      ) 局 番				
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  <div style="text-align: center;">                     規制除外車両事前届出書                       年 月 日                       千葉県公安委員会 様                      申請者住所                      (電話)                      氏名 印                 </div>		災害 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護措置用  <div style="text-align: center;">                     規制除外車両事前届出済証                       左記のとおり事前届出を受けたことを証する                       年 月 日                       千葉県公安委員会 印                 </div>	
自動車登録番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名を 記載)			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。

(2) 規制除外車両が廃車となったとき。

(3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考 1：届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

<p>規制除外車両確認申請書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>千葉県公安委員会 様</p>		
<p>申請者 住所</p>		
<p>氏名 印</p>		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

( 警察署 ) 第 号

<p>規制除外車両確認証明書</p> <p>年 月 日</p> <p>千葉県公安委員会 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

地震防災 災害 応急対策用  緊急通行車両等確認申請書  年 月 日  千葉県知事 殿  申請者住所 氏名 印	
自動車登録番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載)	1 警報 (地震予知情報) の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難 (救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧 (整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防衛、拡大防止等 (備考欄へ記載) 0 緊急輸送 ( ) 人 ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他 ( )
使用者	住所 氏名 ( ) 局 番
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間
通行経路	出 発 地 目 的 地
備考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を ( ) に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="margin: 10px 0 0 600px;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 0 530px;">千葉県知事 印</p>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<p>1 警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示</p> <p>2 消防、水防その他の応急措置</p> <p>3 救難（救護）、救助その他保護</p> <p>4 児童・生徒の応急教育</p> <p>5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検）</p> <p>6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置</p> <p>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</p> <p>8 緊急輸送確保のための措置</p> <p>9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄に記載）</p> <p>9 緊急輸送（            人）</p> <p>※ 品名    1. 飲料水・食糧    2. 建築資材等    3. 衣料・寝具</p> <p style="margin-left: 100px;">4. 日用雑貨品    5. 医薬品    6. その他（    ）</p>				
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">住所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;">(            ) 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	(            ) 局 番
住所					
氏名	(            ) 局 番				
通行日時	月 日    :    ~    月 日    :    の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">出 発 地</td> <td style="padding: 2px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。



登録車両番号

緊 急

有効期限

年 月 日

## 資料 66 緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨

(緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱の制定について 例規(交規)第 29 号警察本部長 平成 8 年 11 月 21 日)

### 1 目的

災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 33 条の規定により、知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 確認対象車両

確認対象車両は、次の業務に従事するもののうち、災害応急対策のため必要と認められる車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (2) 消防、水防、その他の保護に関するもの
- (3) 災害地の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 緊急輸送の確保に関するもの
- (9) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関するもの

### 3 確認事務処理者

緊急通行車両の確認事務は、次表のとおりとする。

区分	確認事務処理者	担 当
知 事	総務部地震対策課長 支庁総務課長	1 本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)で所有する車両の確認は総務部地震対策課長が行う。 2 出先機関(公営企業及び教育庁の出先機関を含む。)及び市町村で所有する車両の確認は、支庁総務課長が行う。 3 前 2 項に規定する車両以外の確認
公安委員	交通部交通規制課長 交通部高速道路交通警察隊長 警察署長	前記 2 の確認対象車両に規定する車両

#### 4 緊急車両の確認並びに標章及び証明書の交付

- (1) 確認事務処理者は、使用者等から緊急通行車両等確認申請書（別紙 1）により確認申出を受けた場合、当該車両が前記 2 の確認対象車両に該当していること及び車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名。）及び車両の使用者等が適切であるかどうかの審査を行う。
- (2) 確認事務処理者は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両の標章（別紙 2）及び緊急通行車両等確認証明書（別紙 3）（以下「標章等」という。）を交付する。

#### 5 標章等の再交付

緊急通行車両として確認を受けた車両の使用者等から標章等の亡失、破損等の届出があったときは、前記 4 に準じ標章等の再交付を行うものとする。

#### 6 使用者等に対する指導等

使用者等に標章等を交付する場合、次の事項を教示するものとする。

- (1) 標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側のウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付すること。
- (2) 緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備えつけ、現場警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること。
- (3) 次の各号の一に該当するとき、速やかに標章等を確認事務処理者に返還しなければならないこと。

ア 緊急通行車両としての業務を終了したとき

イ 緊急通行車両確認証明書の記載事項に変更が生じたとき

ウ その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき

資料 67 地下水汲み上げに関する許可基準等

法令等の名称	許可基準		規制対象
	ストレーナーの位置	吐出口断面積	
工業用水法	650m以深	21cm <sup>2</sup> 以下	・工業用水 (「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。)
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m以深	21cm <sup>2</sup> 以下	・冷房用水 ・暖房用水 ・車庫に設けられた洗車設備用水 ・公衆浴場用水(浴室の床面積の合計 150 m <sup>2</sup> 以上) 吐出口断面積が 6cm <sup>2</sup> を超えるもの
千葉県環境保全条例	250m以深 (流山市)	21cm <sup>2</sup> 以下	・工業用水 ・鉱業用水 ・建築物用地地下水 ・水道用水 ・農業用水 ・ゴルフ場(10ha以上)での散水用水 吐出口断面積が 6cm <sup>2</sup> を超えるもの

注) 避難場所や医療機関等における必要な最小限の用水については、一定の条件を備えた井戸に限り設置できる。

